

平成十年農林水産省令第五十九号

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第
四条第五項に規定する農林水産大臣に対する
協議に関する省令
優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成
十年法律第四十一号）第四条第五項の規定に基づ
き、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四
条第五項の農林水産大臣に対する協議を要する事
由を定める省令を次のように定める。

（農林水産大臣に対する協議を要する事由）

第一条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律
（以下「法」という。）第四条第五項の農林水産
省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の整
備による農用地区域（農業振興地域の整
備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八
号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域
をいう。）内の土地であつて、次のいずれかに
該当するものが含まれていることとする。
一　国の施行又は当該事業の完了の日の属
する年度の翌年度の初日から起算して八年を
経過していないものに限る。）であつて次に
掲げるものの（主として農用地の災害を防止す
ることを目的とするものを除く。）の受益地
の区域内の土地
イ　農用地（農業振興地域の整備に関する法
律第三条第一号の農用地をいう。以下同
じ。）の改良のために必要な土地の区画形
質の変更、客土、暗きよ排水又は床締
口
ロ　農用地の造成（農用地以外の土地の農用
地への地目変換又は農用地間における地目
変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及
び当該事業とこれに附帯して施行すること
を相当とする土地の区画形質の変更、客
土、暗きよ排水又は床締の工事の施行とを
一体とした事業をいう。）

ハ　埋立て又は干拓
ニ　農業用用排水施設又は農業用道路の新設
又は改良

二　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五
号）第八十七条の三第一項の規定により行う
土地改良事業（同法第二条第二項に規定する
土地改良事業をいう。）の施行に係る区域内
にある土地であつてその土地についての農地
中間管理権（農地中間管理事業の推進に関す
る法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条
第五項に規定する農地中間管理権をいう。）
の存続期間が満了していないもの

（権限の委任）

第二条 法第四条第五項（同条第七項において準
用する場合を含む。）の規定による農林水産大
臣の権限は、地方農政局長に委任する。

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年九月一日農林水産省
令第八二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日
（平成十三年一月六日）から施行する。

省令第五六号

この省令は、土地改良法等の一部を改正する

法律の施行の日（平成二九年九月二十五日）

から施行する。

法律の施行の日（平成二九年九月二十五日）